

京都市告示第 /03 号

建築基準法に基づく手数料の減額又は免除の額について、次のように定めます。

なお、平成15年2月26日付け京都市告示第409号は廃止します。

平成19年6月20日

京都市長 棚 本 頼 兼

建築基準法に基づく事務に係る手数料の減額又は免除の細目

1 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、京都市都市計画関係手数料条例（以下「条例」という。）第7条の規定により、条例第1条に規定する手数料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 建築主が本市の機関であるとき。ただし、条例別表第1備考4(1)又は(2)に掲げる額は、減額又は免除をすることができない。
- (2) 建築主が災害救助法施行令第1条第1号から第3号までのいずれかに該当する災害等により住宅に被害を受けた者である場合において、市長が特別の事由があると認めるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特別の事由があると認めるとき。

2 前項（第1号に該当する場合を除く。）の規定により手数料の減額又は免除を受けようとする者は、建築許可・確認申請等手数料減免申請書（別記様式）に手数料の減額又は免除を申請する理由を証する書面を添えて、市長に提出しなければならない。

別記様式

建築許可・確認申請等手数料減免申請書

(あて先) 京 都 市 長	年 月 日
申請者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	申請者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名。記名押印又は署名) 印
	電話

- 承認、許可又は認定に係る手数料
 確認申請手数料
 中間検査申請手数料
 完了検査申請手数料
- の減免を申請します。

建 築 主	住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)				
	氏名(法人にあっては、名称及び代表者名)				
建築物等の位置	京都市 区				
建築物等の概要	主要用途	(区分)			
	階数・構造				
	敷地面積	申請部分	申請以外の部分	合 計	備 考
	建築面積	平方メートル	平方メートル	平方メートル	
	延べ面積	平方メートル	平方メートル	平方メートル	
減免の理由					

注 該当する□には、レ印を記入してください。

(都市計画局建築指導部建築指導課及び同部建築審査課)